

介護老人保健施設 重要事項説明書

(令和7年10月9日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

【施設名】	介護老人保健施設 パステルヴィレッジ小野
【開設年月日】	平成3年4月1日
【所在地】	福島県喜多方市字加登2971-1
【電話番号】	0241-22-7110
【ファックス番号】	0241-23-1718
【管理者名】	三留 正成 (医師)
【介護保険指定番号】	介護老人保健施設 (0750885022号)

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話、能力に応じた日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指すことを目的としています。

(3) 運営方針

- ・一人ひとりの目標を「ケアプラン」で設定し、在宅復帰できるよう支援いたします。
- ・他の保健、医療、福祉等関係機関との連携を密にサービスを提供いたします。
- ・明るく家庭的な雰囲気の中に、やさしさ、思いやりを常に心がけ、家族との結びつきを重視したサービスを提供いたします。
- ・看護、介護職員の資質向上に努めながら、職員一人ひとりが心にゆとりを持ち、丁寧な対応をいたします。

(4) 施設の職員体制

職種	人員	夜間	業務内容
医師	1名(通所リハビリテーションと兼務、施設長を兼ねる)		利用者に対しての医学的管理
看護職員	10名	うち1名	医療補助行為等
薬剤師	1名(非常勤専従)		服薬指導等
介護職員	18名	うち3名	利用者の介護、レクリエーション指導
支援相談員	3名		相談業務全般
作業療法士	4名		作業療法・運動療法 日常生活動作訓練等
管理栄養士	2名		利用者への適切な食事の提供と管理
栄養士	1名		
介護支援専門員	1名		ケアプランの作成等
事務職員	2名		事務一般
調理員	外部業者委託		調理一般
その他の職員	6名(非常勤専従)		洗濯、リネン交換等

*上記は短期入所療養介護の職員を兼ねています。

(5) 入所定員と療養室

【入所定員】 96名

【療養室】 個室 4室、多床室(4人部屋) 23室

2. サービス内容

① 【施設サービス計画の立案及び事後評価（モニタリング）】

「施設サービス計画（ケアプラン）」に基づいてサービス提供を行います。
作成した「施設サービス計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。入所後2週間以内、その後は3ヶ月毎に事後評価（モニタリング）を行います。また、施設サービス計画が変更された場合は、利用者及びその家族等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。
なお、「施設サービス計画」は利用者等の心身の状況や意向などの変化によっても、必要に応じて変更することがあります。

② 【医学的管理・看護】

介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。また、入所の際の内服薬については、施設医師の判断により効果は同じですが、名前・色・形の違う薬を使う場合があります。

③ 【リハビリテーション】

作業療法士等により、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、リハビリテーションを計画的に行います。

④ 【介護】

下記内容を「施設サービス計画」に基づいて実施します。

- ・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- ・自立心を高めるよう、移動、移乗の介助をいたします。
- ・寝たきり防止や生活のリズムを整えるため、できる限り離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑤ 【食事】

食事は下記時間に、2、3階ホールにて提供させていただきます。

- ・朝食 7時15分～ ・昼食 11時45分～ ・夕食 17時45分～
- ※食事の時間や場所につきましては、ご相談に応じさせていただきます。
- ※栄養士が利用者一人ひとりの栄養状態を把握し、体調等に合わせた食事形態に変更し、提供させていただきます。

⑥ 【入浴】

原則として、週2回個浴での入浴となります。

但し、利用者の身体状態によりシャワー浴又は清拭となる場合があります。

⑦ 【相談援助サービス】

介護以外の日常生活に関することも含め、入所者及びご家族からの相談に応じます。

⑧ 【行政手続代行】

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。

⑨ 【日常費用支払代行】

介護以外の日常生活にかかる諸経費に関する支払代金を申し込むことができます。

⑩ 【理容サービス】

原則、毎週1回実施します。

3. 利用料金 ※利用料の詳細については、別紙をご参照ください。

(1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表によりお支払いしていただきます。

※介護保険制度では、要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。

(2) 保険給付の自己負担額とは別に、居住費・食費・特別な食費・日常生活費・教養娯楽費・衣類洗濯料・電気製品使用料を、別に定める料金表によりお支払いしていただきます。

(3) 支払方法

・前月料金の合計額の請求書を、希望される送付先に毎月10日以降に郵送し、その月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、当該合計額を指定口座より引き落としにてお支払いいただきます。※期日までに指定口座へご準備ください。

・領収書につきましては口座振替を確認した後、翌月の請求書郵送の際に同封致します。

・要介護認定の申請前に、緊急的にやむを得ない理由によりサービスを利用した場合、保険給付の償還払いとなることがあります。

※償還払いとは、いったん費用の全額を立て替えてお支払いいただき、申請により後で規定の額が払い戻される仕組みのことをいいます。

4. 施設利用にあたっての留意事項

面会	状況に応じ対応に変更があるため、別紙にて詳細を説明いたします。
外出・外泊	受診等、医師より必要と認められた場合のみ外出可能となっております。 ※ <u>外出・外泊時の受診はご遠慮ください。緊急時の場合には施設までご連絡ください。</u>
所持品の持込	別紙(持ち物一覧)を参考にし、ご持参は最小限としてください。
金銭、貴重品の管理	原則として所持していただかないようお願いいたします。所持金品や貴重品等の紛失について当施設では責任を負えませんのでご了承ください。
施設内の設備等	本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
居室の変更等	入所後、身体や精神状況によっては居室の変更をすることがあります。また、他の入所者へご迷惑がかかり共同生活が困難になった場合には、居室の変更や退所をお願いすることがあります。ご理解、ご協力をお願いいたします。
禁止事項	多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
その他	職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。 信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。 <u>身体的暴力</u> …身体的な力を使って危害を及ぼす行為 例：コップを投げつける。たたく。唾を吐く。 <u>精神的暴力</u> …個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。 <u>セクシャルハラスメント</u> …意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為 例：必要なく手等をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

5. 協力医療機関等

利用者の状態が急変した場合等には、下記医療機関等と連携し速やかに対応いたします。

(1) 協力医療機関

- 【名称】 医療法人社団 小野病院
- 【住所】 福島県喜多方市字沼田6994番地
- 【電話番号】 0241-22-0414
- 【診療科目】 内科・消化器科・整形外科・循環器科・泌尿器科・呼吸器科

(2) 協力歯科医療機関

- 【名称】 松崎歯科医院
- 【住所】 福島県喜多方市字蒔田3092番地1

(3) 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」「申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 非常災害対策

- 【防災時の対応】 消防署への自動通報システムにより通報すると共に、消防署及び地域の消防組織等への協力を得ます。
- 【防災設備】 スプリンクラー、自動火災通報装置、非常通報装置、誘導灯、消火器、消火栓、避難器具他
- 【防災訓練】 年3回（うち、夜間想定1回）
- 【防火責任者】 二瓶 智恵子

7. 感染対策等

当施設は、感染症が発生またはまん延しないように、感染症または食中毒予防及びまん延防止のための指針等を定め、その予防のための体制を整備します。

8. 褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策の指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

9. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する対応を行うことがあります。この場合には、当施設医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

10. 虐待の防止等

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

【虐待防止に関する担当者】 看護師：大堀 展

11. 事故及び緊急発生時の対応 並びに損害責任

- (1) 当施設は利用者に対し、事故及び緊急発生時には、予め届けられた連絡先へ速やかに連絡すると共に、市町村へ報告いたします。又、施設医師の医学的判断により、受診が必要と認められる場合には、協力医療機関等へ診療を依頼することがあります。
- (2) 当施設を安心してご利用いただくため、事故が当施設の責に帰すべき事由によって発生し、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対し、その損害を賠償するものとします。但し、利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

12. 要望および苦情等の相談

【電話番号】 0241-22-7110

【苦情受付担当者】 支援相談員：穴澤 華江、大竹 奈央、小林 一法

【苦情解決責任者】 管理者：三留 正成

【受付時間】 8時30分～17時30分まで

*要望または苦情等は、担当支援相談員にお寄せいただければ速やかに対応いたします。正面玄関に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、保険者である市町村や国民保険団体連合会の、苦情相談窓口でも受け付けております。

13. 福祉サービス第三者評価

当施設では、第三者評価は実施しておりません。

(※福祉サービス第三者評価とは、専門的・客観的な立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。)